

ダイワ・ワールド・ファンド・シリーズ- ダイワ・ブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンド (米ドル建て)

第31回 分配金のお知らせ

2026年5月1日

平素は、『ダイワ・ワールド・ファンド・シリーズ-ダイワ・ブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンド (米ドル建て)』をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

第31回の分配金が確定しましたので、お知らせいたします。

引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

■ 分配金（1口当たり、税引前）と基準価額

| | |
|------------|-----------|
| 第31回 分配金 | 0.63米ドル |
| 基準価額 | 100.10米ドル |
| 分配金再投資基準価額 | 122.62米ドル |

※2026年3月31日現在

※分配金は、収益分配方針に基づいて投資運用会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

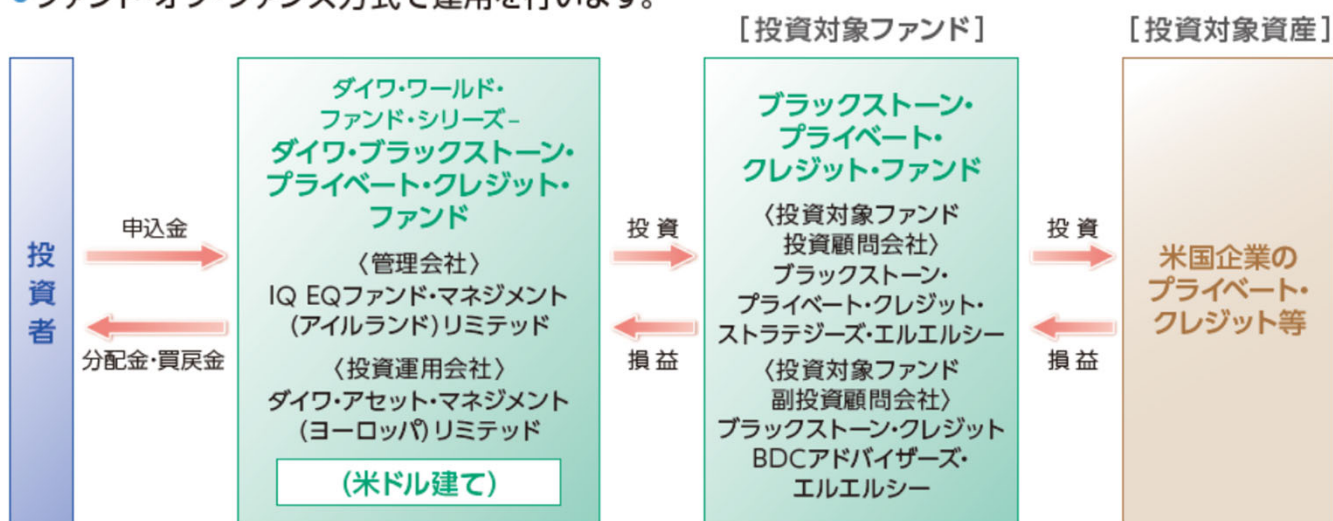
※基準価額の計算において、管理報酬等は控除しています。

ファンドの目的

主として、ブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンド (Blackstone Private Credit Fund) (以下「投資対象ファンド」といいます。)の投資証券を通じて、米国企業に直接融資をするプライベート・クレジット投資を行い、インカムゲインの獲得と長期的な元本成長をめざして運用を行います。

ファンドの仕組み

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※投資対象ファンドの投資証券の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドは、実質的に米国企業に直接融資をするプライベート・クレジット投資を行います。

運用体制

投資運用会社について

ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドの概要

- 1987年に、イングランドおよびウェールズの法律に従って設立された、大和アセットマネジメント株式会社の子会社である資産運用会社です。
- 大和アセットマネジメント株式会社は、1959年から営業している日本最大規模の資産運用会社としてさまざまな資産クラスを運用しており、日本の株式および世界各国の国債等の運用について実績を有しています。

投資対象ファンド投資顧問会社および投資対象ファンド副投資顧問会社について

- ブラックストーン・プライベート・クレジット・ストラテジーズ・エルエルシー (投資対象ファンド投資顧問会社)
- ブラックストーン・クレジットBDCアドバイザーズ・エルエルシー (投資対象ファンド副投資顧問会社)
- 米国投資顧問法に基づき米国証券取引委員会に登録された、ブラックストーン・クレジット&インシュランスの関連会社である投資顧問会社です。
- ブラックストーン・クレジット&インシュランスは世界有数の投資運用会社であるブラックストーン・インクのクレジット・資産担保ファイナンスおよび保険会社向け資産運用事業部門です。

ファンドの特色

1 主として、投資対象ファンドを通じて、米国企業に直接融資をするプライベート・クレジット投資を行い、インカムゲインの獲得と長期的な元本成長をめざします。

(注)投資対象ファンドの財務書類につきましては外部監査を受検する態勢が取られています。

投資対象ファンド

ファンドの主な投資対象は、米国デラウェア州籍法定信託であり、BDC (米国法に基づく事業開発会社)としての規制を受ける投資対象ファンドです。

投資対象ファンドの投資目的および投資戦略

投資対象ファンドの投資目的は、インカム・ゲインを生み出すことであり、また、補助的に、長期的な元本成長をもたらすことです。

通常の下況下では、投資対象ファンドは、その総資産(純資産および投資目的での借入金)の少なくとも80%を、プライベート・クレジット投資対象(私募により発行されたか、または非公開会社が発行したローン、債券およびその他の信用証券)に投資する予定です(プライベート・クレジット投資)。また、投資対象ファンドは、その総資産の一部を、流動性管理と魅力的な投資リターンを提供することを目的として、幅広くシンジケートされたローンにも投資します。

投資対象ファンドの投資の大部分は米国の非公開会社に対して行われます。

投資対象ファンドの運用プロセス

投資対象ファンドの投資活動は、投資対象ファンド投資顧問会社および投資対象ファンド副投資顧問会社により管理されます。投資対象ファンド投資顧問会社および投資対象ファンド副投資顧問会社は、潜在的な投資案件の実現、潜在的な投資対象に関するリサーチおよびデュー・ディリジェンス調査の実施、投資機会の分析、投資対象ファンドの投資対象の交渉および構成、ならびに投資対象ファンドの投資対象および投資先企業の継続的なモニタリングにつき責任を負います。

機会創出

評価

実行

モニタリング

回収

2 ファンドの受益証券1口当たり純資産価格(以下「基準価額」といいます。)は、月次の評価日に算出されます。

*原則として各評価日における基準価額は、投資対象ファンドの基準価額が確認できる日(通常、翌月25日(ニューヨーク証券取引所が休業日の場合、翌営業日))の2ファンド営業日後の翌国内営業日にそれぞれ公表されます。

*「評価日」とは、2023年5月31日以降の毎月の最終暦日および/または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

*「ファンド営業日」とは、ニューヨーク証券取引所の通常営業日かつニューヨーク、ロンドン、東京において商業銀行が営業を行う各日(土曜日または日曜日以外の日)および/または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

3 月次の分配宣言日に分配方針に従い、分配を決定します。

*分配の公表は、毎月の評価日の基準価額の公表日を予定しています。

[分配方針]

- 原則として、インカム等収益および売買益等から、投資運用会社がファンドの基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、投資運用会社の判断により分配を行わないことがあります。また、投資元本の一部から収益の分配を行う場合があります。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

4 毎月の評価日の基準価額に基づき購入を申し込むことができます。また、年4回(3月、6月、9月および12月)の評価日の基準価額に基づき、換金(買戻し)を請求することができます。

*換金(買戻し)には制限があります。(後記「換金(買戻し)制限」の項をご参照下さい。)

主な投資制限

- 純資産総額の10%を超えて借入れを行うことはできません。ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合を除きます。
- 有価証券の空売りにより、ファンドの計算において空売りを行った有価証券の市場価格の総額がファンドの純資産総額を超える場合、当該空売りを行いません。

※上記は、ファンドにおける投資制限であり、投資対象ファンドにおける投資制限ではありません。

- ファンドは、日本証券業協会が定める特化型運用を行うファンドに該当します。特化型運用を行うファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドを指します(特定の発行体が発行する銘柄の寄与度が10%を超える場合、当該発行体の発行する銘柄は支配的な銘柄に該当します。)
- ファンドは、投資対象ファンドに集中して投資を行うため、支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。このため、投資対象ファンドに運用状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

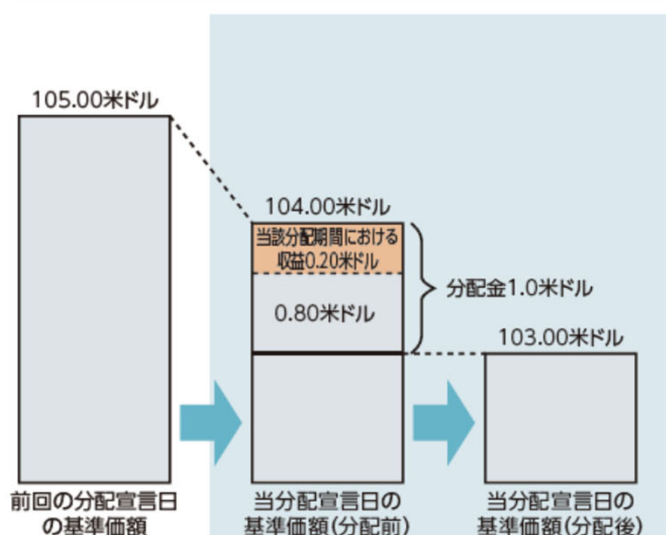
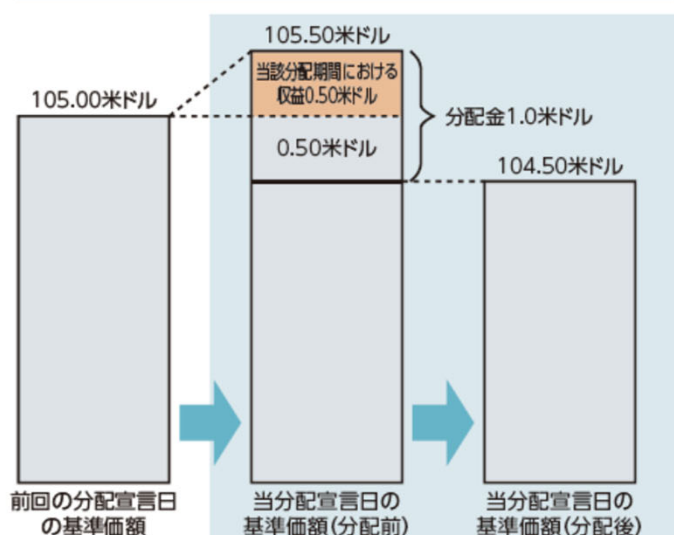


- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当分配宣言日の基準価額(分配後)は、前回の分配宣言日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、分配宣言日の翌日から次の分配宣言日までの期間をいいます。

分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配宣言日から基準価額が上昇した場合

前回の分配宣言日から基準価額が下落した場合



(注)当該分配期間に生じた収益以外から0.50米ドルを取り崩す

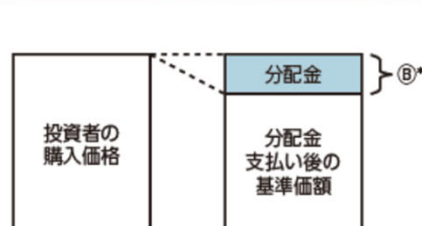
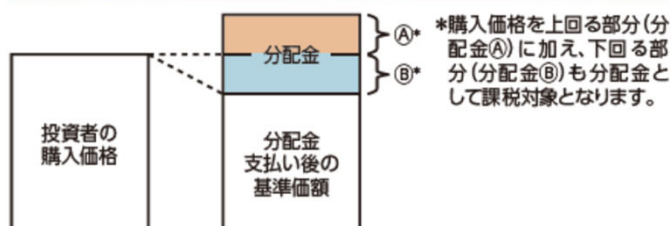
(注)当該分配期間に生じた収益以外から0.80米ドルを取り崩す

- ※ 分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照下さい。
- ※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(注)分配金に対する課税については、本書の「ファンドの費用・税金」の「税金」をご参照下さい。

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。
- いずれの期間においても、とりわけ短期間でファンドの投資目的が達成される保証はありません。投資者は、ファンドへの投資が利益を生み出す保証はないことを理解する必要があります。投資者は、ファンドへの投資の大部分またはすべてを失う可能性があります。ファンドの投資は、リターンボラティリティが比較的高くなります。

※以下は、ファンドの主な投資リスクの要点だけを述べたものです。他のリスクを含む詳細は投資信託説明書(請求目論見書)をご参照下さい。

〈ファンド・投資対象ファンドに関する主な変動要因〉

| | |
|----------------------|--|
| 投資対象資産に関するリスク | 投資対象ファンドによるプライベート・クレジット投資にはリスクがあり、投資の一部、または全部を失う可能性があります。 |
| ローンに関するリスク | 投資対象ファンドが投資する可能性のあるローンには、第一順位、第二順位、第三順位担保付、または無担保のローンが含まれます。さらに、投資するローンは、通常、投資適格未滿に格付けされるか、または格付けが付与されていません。投資するローンは、信用リスク、流動性リスク、投資適格未滿の商品リスクを含む多くのリスクにさらされます。 |
| 優先担保付ローンおよび債券に関するリスク | ローン、債券投資に伴い投資先企業から差し入れられた担保には、時間の経過とともに価値が減少するか、または完全に消滅するリスク、適時に売却することが困難であるリスクおよび評価が困難であるリスクがあります。また、投資先企業のビジネスの成功度合いと市場の状況に基づいて担保の価値が変動するリスクがあります。状況によっては、担保権が契約上または構造上、他の債権者の請求権に劣後する場合があります。したがって、担保が設定されている場合でも、ローンや債券の元本および利息が条件通りに支払われることが保証されるわけではなく、投資の一部または全部が失われる可能性もあります。 |
| 金利リスク | 投資対象ファンドは、金利変動リスクにさらされています。一般的な金利変動は、投資対象ファンドの投資および投資機会に重大なマイナスの影響を与える可能性があり、したがって、投資対象ファンドの収益率に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、金利が上昇すると、投資対象ファンドの借入れコストが高くなります。金利上昇の環境においては、変動利付債務に基づく支払いは一般的に増加し、そのような変動利付債務の債務者の多くが、増加した金利コストを支払うことができない可能性があります。変動利付債務への投資は、その金利が一般的な市場金利と同程度または同じ速度で上昇しない場合、価値が下落する可能性もあります。 |
| 流動性リスク | 投資対象ファンドの組入資産の多くは、上場されておらず、また、流通市場で活発に取引されておらず、転売には法的およびその他の制限がある等、上場証券等に比べて流動性が低い資産です。希望するときに、資産を売却することが困難になる可能性があります。さらに、投資対象ファンドがそのポートフォリオのすべてまたは一部を迅速に清算する必要がある場合、帳簿上の評価額よりも著しく低い価格でしか売却できずに損失を被る可能性があります。 |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>為替変動リスク</p> | <p>投資対象ファンドは、外国通貨建てで資産を保有し、および借入れを実行していますが、それとは別の外国通貨建てで資産を取得し、または借入れを実行することがあるため、為替リスクにさらされます。外国為替レートが変動した結果、投資対象ファンドの負債の価額および費用が上昇し、または投資対象ファンドの資産の価額および収入が下落することがあり、その結果、投資対象ファンドの純資産価額に悪影響が生じる可能性があります。投資対象ファンドは、為替リスクの軽減を目指して、為替ヘッジ取引を行うことがありますが、為替リスクを完全に排除することはできません。また、為替ヘッジ取引には追加的な費用が伴います。</p> <p>ファンドの受益証券は、米ドル建てのため、日本円で投資される場合には、投資時点より基準価額が上昇していても、外国為替レートの変動によって、換金時の円貨受取金額が円貨投資金額を下回る場合があります。</p> |
| <p>組入資産の評価に関するリスク</p> | <p>投資対象ファンドの組入資産の多くは、上場されておらず、また、流通市場で活発に取引されているものではありません。それらの資産は市場相場での評価ができないため、米国1940年投資会社法の下で、四半期ごとに公正価値で評価されます。公正価値は、投資対象ファンドの評議会が採用するポリシーに従って決定され、評議会の監視を受けます。また、四半期末以外の時点での評価においては、公正価値に影響を与えるような重大な変化が組入資産に生じているか否かを検討しますが、四半期末の評価プロセスと比較すると限定的なものとなります。</p> <p>公正価値は、非公開有価証券の既存市場が存在した場合に使用されたであろう価値とは大きく異なる可能性があります。そのため、組入資産を実際に売却する際に適用される価額と大きく異なる場合があります。</p> <p>投資対象ファンドは、投資しているローンや債券を市場価値、または公正価値で評価されます。評価額が簿価を下回る場合、その差額は評価損として計上されます。評価損は、投資先企業が当該ローンや債券に関する返済義務を履行できないことを示している可能性があります。これにより、将来的に実現損失が発生し、将来の分配に利用できる投資対象ファンドの収益が減少する可能性があります。また、投資対象ファンドの評価額の下落は投資対象ファンド純資産価額の下落要因となります。</p> |
| <p>レバレッジに関するリスク</p> | <p>投資対象ファンドは借入れ等を利用して、自己資金を超える資金で投資を行う可能性があります(レバレッジ)。レバレッジは、リターンを高める可能性を秘めていますが、損失を増加させるリスクもあり、一般的にリターンの変動性(ボラティリティ)を高めることとなります。</p> <p>一般的に借入れ等の資金調達にはコストがかかるため、投資対象ファンドの総コストを高めることとなります。また、資金調達環境の変化により、投資対象ファンドの資金調達が困難になったり、そのため投資している資産を不利な条件で売却せざるを得なくなるなどのリスクもあります。</p> |

その他の留意点

- 投資対象ファンドのパフォーマンスはモニターされるものの、ファンドは、投資対象ファンドの運用チームの技能および専門性に大部分を依存します。当該運用チームが投資対象ファンドに継続して関与することの保証はなく、また継続して関与する場合であっても、当該運用チームの運用が継続して成功する保証はありません。
- 投資対象ファンドは通常、評議会の裁量により決定される分配金を毎月支払うことにより、年間を通じて分配可能な収益の大部分を分配する予定です。しかし、分配可能な収益の水準は運用成果により変動するため、分配金の水準または年次の分配金の上昇を保証することはできません。投資対象ファンドの分配金支払い能力は、この目論見書に記載されているさまざまなリスク要因の影響を受けます。
- 分配により受益者の元本または値上がり益(評価益を含みます。)が払い出されることがあり、その結果ファンドの純資産価額が減ることがあります。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、投資対象ファンド投資証券の解約申込みを行うことにより、受益者からの換金(買戻し)申込みに対応します。投資対象ファンドは、四半期ごとに投資対象ファンド投資証券の買戻しを受け付けていますが、投資対象ファンドの評議会には、その裁量により、買戻しの条件の変更、または買戻しの一時停止を決定する権限があります。その場合、ファンドには投資対象ファンド投資証券を適時に処分できなくなる可能性があります。また、買戻しを申込んだ口数の一部のみ買戻しが行われる可能性があります。管理会社は、その絶対的な裁量により適正とみなす場合(投資対象ファンドの買戻制限により、投資対象ファンド投資証券の買戻しが制限され、または妨げられる場合が含まれます。)には、(受託会社と協議の上で)買戻請求の数量を管理会社が定める受益証券口数もしくは金額に制限し、または当該買戻請求の受付を停止することができます。管理会社が買戻請求の数量を制限し、または受益証券の買戻しを停止した場合、受益者は、自らの受益証券の買戻しを受けることはできません。
- ファンドの純資産価額・基準価額の算出においては、投資対象ファンド投資証券の評価に際し、原則として純資産価額・基準価額算出日に知り得る直近の評価額を参照します。そのため毎月の純資産価額・基準価額算出において、実質的に組み入れるプライベート・クレジット商品が影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、投資対象ファンドの評価額は日次で更新されないため、ファンドの純資産価額・基準価額は投資対象ファンドの評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。

リスクの管理体制

- 投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

お申込みメモ

| | |
|----------------|--|
| 購入の申込期間 | 2025年7月1日から2026年6月30日まで (期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。) |
| 購入の申込可能日 | 毎月1日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から20日(国内営業日ではない場合は前国内営業日)までのお申込み受付分が、その月の評価日の基準価額での購入となり、毎月21日以降月末日まではお申込みの受付を行いません。 ※購入は月1回となります。 |
| 購入の申込締切時間 | 毎月の購入の申込可能日の最終日の午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)、または関連する日本における販売会社が別途定める時刻までとします。 ※詳細は販売会社にご確認ください。 |
| 購入単位 | 500口以上1口単位 |
| 購入価額 | お申込みいただいた月の評価日の基準価額(1口当たり) *原則として投資対象ファンドの基準価額が確認できる日(通常、購入のお申込みの翌月25日(ニューヨーク証券取引所が休業日の場合、翌営業日))の2ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。 (注)「ファンド営業日」とは、ニューヨーク証券取引所の通常営業日かつニューヨーク、ロンドン、東京において商業銀行が営業を行う各日(土曜日または日曜日以外の日)および/または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。 |
| 購入代金 | 国内約定日から起算して4国内営業日目までに申込金額および申込手数料を支払うものとします。日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資家に依頼する場合があります。 ※詳細は関連する日本における販売会社にご確認ください。 (注)「国内約定日」とは、購入注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、上記の購入価額が公表される日)をいいます。 |
| 換金(買戻し)の申込可能日 | 2月、5月、8月および11月の1日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から20日(国内営業日ではない場合は前国内営業日)までのお申込み受付分が、翌月の評価日の基準価額での換金(買戻し)となり、それ以外の期間は換金(買戻し)のお申込みの受付を行いません。 ※換金(買戻し)は年4回となります。 |
| 換金(買戻し)の申込締切時間 | 2月、5月、8月および11月の換金(買戻し)の最終申込可能日の午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)、または関連する日本における販売会社が別途定める時刻までとします。 ※詳細は販売会社にご確認ください。 |
| 換金(買戻し)単位 | 1口以上1口単位 |
| 換金(買戻し)価額 | お申込みいただいた翌月の評価日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額(1口当たり) *原則として投資対象ファンドの基準価額が確認できる日(通常、換金(買戻し)のお申込みの翌々月25日(ニューヨーク証券取引所が休業日の場合、翌営業日))の9ファンド営業日後の翌国内営業日に確認できます。 |
| 換金(買戻し)代金 | 国内約定日から起算して4国内営業日目から日本における販売会社または販売取扱会社を通じて支払われます。 (注)「国内約定日」とは、換金(買戻し)注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、上記の換金(買戻し)価額が公表される日)をいいます。 ※詳細は関連する日本における販売会社にご確認ください。 ※支払い通貨については販売会社にお問い合わせ下さい。 |
| 換金(買戻し)制限 | 投資対象ファンドには、各四半期において、買戻上限として前四半期末時点の発行済み投資証券口数または純資産総額の5%(四半期毎に評価されます。)が定められています。投資対象ファンドを解約できなかった場合等、管理会社はその絶対の裁量により換金(買戻し)の申込みを制限し、または申込みの受付を中止することが賢明であると判断した場合には、管理会社はかかる制限または中止をすることができます。翌四半期以降に解約を行う場合には再度お申込みが必要です。また基準価額の計算が停止されている間は換金(買戻し)は行われません。 |

| | |
|-------------------------|--|
| 購入・換金(買戻し)申込受付の中止および取消し | <p>管理会社は、受託会社と協議した上で、以下の全部または一部の期間において、基準価額の計算、受益証券の購入・換金(買戻し)を停止、または換金(買戻し)代金の支払いを延期することができます。</p> <p>①ファンドの投資対象の処分が合理的に実行可能でない状況、または当該処分がファンドの受益者を著しく害する状況が存在すると管理会社が判断する期間</p> <p>②ファンドの投資対象の価値もしくは基準価額を確定するために通常利用される手段が使用不能となる、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値もしくはファンドのその他の資産の価値または基準価額を合理的にまたは公正に確定することができないと管理会社が判断する期間</p> <p>③ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないと管理会社が判断する期間</p> <p>④受託会社、管理会社、保管会社または管理事務代行会社の事業運営が、感染症の発生、戦争、テロまたは天災等に起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される期間</p> <p>⑤管理会社がその絶対の裁量において基準価額の計算の停止等を行うことが賢明であると判断する期間</p> |
| 評価日 | 2023年5月31日以降の毎月の最終暦日および/または受託会社と相談の上管理会社の定めるその他の日 |
| 信託期間 | 2023年5月31日(運用開始日)から2028年5月31日まで ※管理会社と受託会社と協議の上合意した日まで存続期間の延長を行う場合があります。 |
| 繰上償還 | <p>次のような場合には、ファンドが繰上償還(終了)されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドを継続することが違法、実行不可能、非経済的、得策でなく、または受益者の利益に反することになると受託会社または管理会社が受益者に対して認める場合 ・ファンドの受益権がすべて買戻された場合 ・受託会社が辞任または清算し、管理会社がその後任を確保できない場合で、受託会社がファンドの終了を宣言する証書を発行した場合 ・管理会社が辞任の意向を通知し、当該通知の日から90日以内に後任の管理会社が任命されない場合 ・後任が任命されていない状態で管理会社が受託会社により解任された場合 ・受益者がファンドの終了を決議した場合 ・ファンドがその投資目的を達成することができないと管理会社が判断し、受託会社への書面通知によってファンドの終了を決定した場合 <p>また、投資運用会社が辞任し、管理会社が当該辞任の前の合理的な期間にその後任を確保できない場合、管理会社がファンドの終了を決定することができます。</p> |
| 決算日 | 毎年12月31日 |
| 収益分配 | 毎月末の分配宣言日に分配方針に従い、分配を決定します。ただし、投資運用会社の裁量で収益の分配を行わない場合があります。 |
| 信託金の限度額 | サブ・ファンドにおける信託金の限度額の定めはありません。 |
| 運用報告書 | 管理会社は、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。 |
| 課税関係 | ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。 |
| その他 | 受益証券のお申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。 |

※これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照下さい。

※ファンドは、お申込みされる方の国籍、居住地等により取得の制限が設けられています。以下に該当する場合、お申込みを行うことができません。

●米国の市民、または居住者

●ケイマン諸島の市民、または居住者

投資対象ファンドの持ち分のご購入お申込みはできません。

取得制限の対象に該当するお客様がファンドの保有者となっている場合、当該お客様に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性がございます。

ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----------------------------|------|----------|--------------------------|------------------|--------------------------|-------------------|-----------------------------|--------------------|--------------------------|-----------|-----------------------------|
| 購入時手数料 | <p>購入は、口数でのみお申込みいただけます。 購入時手数料の額は、購入口数に応じて、次に掲げる率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>購入時の申込口数</th> <th>手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000口未満</td> <td>購入金額の3.3%(税抜3%)</td> </tr> <tr> <td>2,000口以上5,000口未満</td> <td>購入金額の2.2%(税抜2%)</td> </tr> <tr> <td>5,000口以上10,000口未満</td> <td>購入金額の1.65%(税抜1.5%)</td> </tr> <tr> <td>10,000口以上50,000口未満</td> <td>購入金額の1.1%(税抜1%)</td> </tr> <tr> <td>50,000口以上</td> <td>購入金額の0.55%(税抜0.5%)</td> </tr> </tbody> </table> | 購入時の申込口数 | 手数料率 | 2,000口未満 | 購入金額の 3.3% (税抜3%) | 2,000口以上5,000口未満 | 購入金額の 2.2% (税抜2%) | 5,000口以上10,000口未満 | 購入金額の 1.65% (税抜1.5%) | 10,000口以上50,000口未満 | 購入金額の 1.1% (税抜1%) | 50,000口以上 | 購入金額の 0.55% (税抜0.5%) |
| | 購入時の申込口数 | 手数料率 | | | | | | | | | | | |
| | 2,000口未満 | 購入金額の 3.3% (税抜3%) | | | | | | | | | | | |
| | 2,000口以上5,000口未満 | 購入金額の 2.2% (税抜2%) | | | | | | | | | | | |
| | 5,000口以上10,000口未満 | 購入金額の 1.65% (税抜1.5%) | | | | | | | | | | | |
| | 10,000口以上50,000口未満 | 購入金額の 1.1% (税抜1%) | | | | | | | | | | | |
| 50,000口以上 | 購入金額の 0.55% (税抜0.5%) | | | | | | | | | | | | |
| <p>購入時手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社に支払われます。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。 (ご参考)</p> <p>例えば、購入価額100.00米ドルの時に500口ご購入いただく場合は、次のように計算します。 購入時手数料=100.00米ドル×500口×3.3%(税込)=1,650.00米ドル となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額 51,650.00米ドルをお支払いいただくこととなります。 ※購入価額は、原則として投資対象ファンドの基準価額が確認できる日(通常、翌月25日(ニューヨーク証券取引所が休業日の場合、翌営業日))の2ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| 換金(買戻し)手数料 | ありません。 | | | | | | | | | | | | |
| 信託財産留保額 | 換金(買戻し)時に、評価日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、換金する口数に応じてご負担いただけます。 | | | | | | | | | | | | |

| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|--|--|---|------------|------|------|----------------------------|-----------|------|------|----------------------------|-----------|-------------------|---------------------|--|--------------------------|--------|--------|---------|----------------|------------------|------------------|---------|-----------------------------------|-----------------|-----------|-----------------|---|------------------------------|--------------------|--|---------------|
| 管理報酬等 | <p>ファンドの資産から支払われる総報酬は、次のとおりです。 純資産総額の年率2.665%程度+年間30,000米ドル+投資対象ファンド投資顧問会社の成功報酬(注) (注)管理報酬、受託報酬および管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては、上回ることがあります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料等</th> <th>支払先</th> <th>報酬料率</th> <th>対価とする役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理報酬</td> <td>管理会社</td> <td>年率0.06% (最低年間84,000米ドル)</td> <td>ファンドの管理業務</td> </tr> <tr> <td>受託報酬</td> <td>受託会社</td> <td>年率0.01% (最低年間15,000米ドル)</td> <td>ファンドの受託業務</td> </tr> <tr> <td>管理事務代行報酬/ 保管報酬</td> <td>管理事務代行業社/ 資産保管会社</td> <td>年率0.0575%から0.095% (最低年間95,000米ドル) /最低年間30,000米ドル</td> <td>ファンドの管理事務代行業務 /資産保管業務</td> </tr> <tr> <td>投資運用報酬</td> <td>投資運用会社</td> <td>年率0.20%</td> <td>ファンドに関する投資運用業務</td> </tr> <tr> <td>管理会社代行 サービス報酬</td> <td>管理会社代行 サービス会社</td> <td>年率0.25%</td> <td>ファンドの管理会社が行う業務を 日本国内において代行する業務</td> </tr> <tr> <td>販売報酬/ 代行協会報酬</td> <td>販売会社/代行協会</td> <td>年率0.70%/年率0.10%</td> <td>運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等/ ファンド受益証券の 基準価額の公表業務、 目論見書、決算報告書等の 販売会社への交付業務等</td> </tr> <tr> <td>投資対象ファンドの 管理報酬および 成功報酬</td> <td>投資対象ファンド 投資顧問会社</td> <td>投資対象ファンドの 純資産総額の年率1.25% および成功報酬(注)</td> <td>投資対象ファンドの管理業務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)インカム成功報酬：各四半期に発生した投資対象ファンドのインカムゲインから費用を控除した額の12.5% (ハードルレート年率5%を超過した場合。キャッチアップ条件あり) キャピタルゲイン成功報酬：投資対象ファンドの実現キャピタルゲインから実現・未実現損失および支払済み キャピタルゲイン成功報酬を控除した額の12.5%</p> | 手数料等 | 支払先 | 報酬料率 | 対価とする役務の内容 | 管理報酬 | 管理会社 | 年率0.06% (最低年間84,000米ドル) | ファンドの管理業務 | 受託報酬 | 受託会社 | 年率0.01% (最低年間15,000米ドル) | ファンドの受託業務 | 管理事務代行報酬/ 保管報酬 | 管理事務代行業社/ 資産保管会社 | 年率0.0575%から0.095% (最低年間95,000米ドル) /最低年間30,000米ドル | ファンドの管理事務代行業務 /資産保管業務 | 投資運用報酬 | 投資運用会社 | 年率0.20% | ファンドに関する投資運用業務 | 管理会社代行 サービス報酬 | 管理会社代行 サービス会社 | 年率0.25% | ファンドの管理会社が行う業務を 日本国内において代行する業務 | 販売報酬/ 代行協会報酬 | 販売会社/代行協会 | 年率0.70%/年率0.10% | 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等/ ファンド受益証券の 基準価額の公表業務、 目論見書、決算報告書等の 販売会社への交付業務等 | 投資対象ファンドの 管理報酬および 成功報酬 | 投資対象ファンド 投資顧問会社 | 投資対象ファンドの 純資産総額の年率1.25% および成功報酬(注) | 投資対象ファンドの管理業務 |
| | 手数料等 | 支払先 | 報酬料率 | 対価とする役務の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 管理報酬 | 管理会社 | 年率0.06% (最低年間84,000米ドル) | ファンドの管理業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 受託報酬 | 受託会社 | 年率0.01% (最低年間15,000米ドル) | ファンドの受託業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 管理事務代行報酬/ 保管報酬 | 管理事務代行業社/ 資産保管会社 | 年率0.0575%から0.095% (最低年間95,000米ドル) /最低年間30,000米ドル | ファンドの管理事務代行業務 /資産保管業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 投資運用報酬 | 投資運用会社 | 年率0.20% | ファンドに関する投資運用業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 管理会社代行 サービス報酬 | 管理会社代行 サービス会社 | 年率0.25% | ファンドの管理会社が行う業務を 日本国内において代行する業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 販売報酬/ 代行協会報酬 | 販売会社/代行協会 | 年率0.70%/年率0.10% | 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等/ ファンド受益証券の 基準価額の公表業務、 目論見書、決算報告書等の 販売会社への交付業務等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資対象ファンドの 管理報酬および 成功報酬 | 投資対象ファンド 投資顧問会社 | 投資対象ファンドの 純資産総額の年率1.25% および成功報酬(注) | 投資対象ファンドの管理業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・ 手数料 | <p>ファンドは、AML業務報酬、弁護士報酬、監査人報酬、印刷費用等の直接の運営のコストおよび費用を負担する場合があります。 ※「その他の費用・手数料」については、ファンドが負担することにより、投資者の皆様の間接的にご負担いただくこととなります。これらの費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照下さい。

※ファンドの投資者は、ファンドが投資対象ファンドの投資者として負担する費用に加えて、ファンドの継続的な費用を負担することになります。このようなファンドの継続的な費用によって、ファンドのパフォーマンスは投資対象ファンドより低いものとなります。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|--------------------|------------------------------|---|
| 分配時 | 所得税 および住民税 ^(注) | 配当所得として課税 分配金に対して20.315% |
| 換金(買戻し)時 および償還時 | 所得税 および住民税 ^(注) | 譲渡所得として課税 換金(買戻し)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

(注)所得税、復興特別所得税および住民税が課されます。

- 上記は、本書の日付現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするためにダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドが提供した情報を基に大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡す「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて投資運用会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

ダイワ・ワールド・ファンド・シリーズ・ダイワ・ブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンド（米ドル建て）

| 販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名） | | 登録番号 | 加入協会 | | | |
|--------------------------------|----------|-----------------|---------|-------------------|-------------------------|----------------------------|
| | | | 日本証券業協会 | 一般社団法人 資産運用業協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会 |
| 岡三証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第53号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大和証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号 | ○ | ○ | ○ | ○ |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。